

## 虐待防止のための指針（兼 身体拘束禁止の指針）

居宅介護支援事業所さいど by さいど

### 1. 基本方針

居宅介護支援事業所さいど by さいど(以下「事業所」という。)は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待(以下「虐待」という。)を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、早期発見・早期対応に努め、その後の適切な対応をすることにより、高齢者の尊厳を守ることを誓う。

以上を踏まえ、利用者が安心して生活できるように、居宅介護支援サービスを通して支援する。

### 2. 虐待の定義

虐待に該当する行為の定義は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）」に規定された「身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待」とする。

### 3. 虐待防止責任者および虐待防止検討委員会の設置について

- (1) 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置する。責任者は事業所の管理者とする。
- (2) 事業所は、虐待防止及び早期発見に取り組むことと虐待発生した場合の再発防止を目的として虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会の構成は、事業所の定例会議のメンバーとする。

### 4. 虐待が発生した場合の対応方法について

事業所は、虐待の発生を把握した場合は次のとおり対応する。

- (1) 利用者、家族、サービス事業者の職員等から虐待の相談又は報告をうけたときは、管理者に報告する。管理者は、虐待疑いがあると判断した場合は、担当介護支援専門員を通じて速やかに担当区域の地域包括支援センターに連絡する。その後は、地域包括支援センターの指示に従い、事実確認に協力する
- (2) 事業所の職員による虐待の疑いが報告された場合は、管理者が事情聴取を行い、管理者が虐待と判断した場合は、市役所担当課への通報を行い、当該職員へは市役所担当課等の事情聴取等に応じるよう命令し、その後、虐待防止検討委員会の議を経て理事会に諮り、利用者への謝罪を含む対応、職員の処分について厳正に対処する。
- (3) 虐待防止検討委員会は、前項について再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

### 5. 身体拘束禁止について

- (1) 事業者が担う居宅介護支援中に身体拘束を行うことは想定していないが、かりに緊急やむを得ずそのような状況になった場合でも、身体拘束禁止の例外3原則（切迫性・非代替性・一時性）に基づき行うこととし、早急に拘束が解除できるよう次善の策に移行するように努めることとする。

- (2) 身体拘束を行わざるを得なくなった場合は、身体拘束を担う担当者は速やかに管理者に連絡し許可を得る。管理者は速やかに虐待防止検討委員会を開催し、その妥当性及び解除に向けた策について協議し、早急に身体拘束が解除されるよう努める。また、やむを得ず身体拘束を行った際の状況等について記録するとともに、市役所担当課へ連絡しその後の指示を仰ぐものとする。
- (3) 身体拘束解除後に、管理者は速やかに虐待防止検討委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、身体拘束の原因の除去と再発防止に努めることとする。

#### 6. 成年後見制度等の利用支援について

担当介護支援専門員は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

#### 7. 職員研修について

事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に着け、利用者の権利擁護に対する認識を深めるため職員研修を年1回以上開催する。

なお、職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。

#### 8. 虐待の防止の推進について

- (1) 事業所は、虐待防止に関する情報の収集に努め、常に適切な支援、対応ができるよう体制を整備する。
- (2) 事業所は、虐待を早期に発見できるよう以下の取り組みを実施する。
  - 1) 利用者の様子、養護者の様子、家庭の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるよう努める。
  - 2) 事業所は、虐待を発見した者が解雇等その他不当な扱いを受けないよう、発見者に関する情報の取り扱いには細心の注意を払う。

#### 9. 本指針に定めのない事項については、理事会にて協議する。

#### 付則

この指針は、2024年4月1日から施行する。

この指針は、2024年5月17日から施行する。